

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

本計画の推進にあたっては、福祉分野に限らず、教育や人権、都市計画など、多様な分野との連携による取組が必要です。

本市では、適宜、関係課と連携・調整を図りながら、地域における様々な課題解決に向けて取り組んでいきます。

(2) 多様な主体との連携・協働による推進

地域福祉の推進にあたっては、地域住民、民生・児童委員、自治会、まちづくり協議会などの市民活動団体、行政、関係機関、福祉事業関係者などの地域福祉を担う主体が、それぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して取組を進めます。

(3) 宝塚市社会福祉協議会との連携の強化

地域福祉の推進には、中心的な役割を果たす宝塚市社会福祉協議会の活躍が必要不可欠であり、連携・協働のもと様々な取組を進めていく必要があります。

本市では、今後も宝塚市社会福祉協議会と密接に連携を図るとともに、めざすべき姿や地域における課題を共有しながら、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

(4) 各種会議体を通じた問題・課題等の共有

本市では、生活困窮者自立支援制度における課題検討の場や、(仮称) 中央包括ケア会議等からの課題抽出を通じ、宝塚市セーフティネット会議を中心とし、本市における様々な課題や問題の共有、施策・事業の検討などを通じて、制度間の問題の解決及び地域福祉の推進を図ります。

(5) 宝塚市社会福祉審議会における進捗評価

本市の地域福祉計画は、宝塚市社会福祉審議会（毎年あり）において、毎年、取組状況の報告を行います。報告に対する委員からの意見等、本会議における議論を踏まえ、取組の妥当性や改善策について検証します。

2. 本計画における重点的な取組

本計画で定めた基本理念・基本目標の達成に向け、本計画期間内に、本市が市民等との協働により重点的に取り組む内容は以下のとおりです。

項目	内 容
福祉教育や地域福祉研修の推進	社会福祉協議会、各学校の連携や出前講座等を通じて各種福祉教育の機会を充実します。 地域福祉に関する研修を通して、地域と協働し、地域から信頼される専門職と行政職の養成を進めます。
居場所についての情報発信や共生型の居場所づくり	超高齢社会におけるつながりの希薄化による社会的孤立の問題を防ぐために、多世代や障害（がい）・ひきこもりの当事者などが交流できる共生型の居場所づくりをラウンドテーブルの設置等を通じて進めます。 また、居場所におけるより多くの活動が周知され、地域に住む人々が身近な居場所に通うことができるよう支援を行います。
支え合い活動の充実	生活支援体制整備事業における人材養成、活動者間の情報共有や市民に向けた情報発信・啓発、災害時要援護者支援における地域の実情に応じた避難支援組織設置の促進・発災時対応の整備、地域における子育て世帯の孤立防止に向けた取組を進めるための必要な情報提供体制の推進や新たな取組づくりなどを通じて、地域における支え合い活動を充実します。
総合相談支援体制の構築・強化	漏れの無い相談支援体制づくりのために、行政内の横断的な課題抽出の場、地域包括ケアシステム構築等に向けた専門職主導の課題検討の場、地域の居場所への専門職の参加等を通じて、現状の相談支援体制における課題を把握し、必要に応じた社会資源の創出を進めます。また、本市における包括的支援体制の構築を宝塚市セーフティネット会議において進めます。
まちづくり協議会の福祉分野への協力	地域ごとのまちづくり計画の見直し支援等を通じて、まちづくりの福祉分野における課題把握と解決を図ります。
権利擁護の推進	成年後見利用促進法に基づき、関係機関や専門職団体と連携し、中核機関の設立及び協議会等に向けた検討を行います。また、障害者差別解消法及び障害者差別解消条例に基づく啓発を行います。

